

平成14年8月8日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目7番1号
日本電気株式会社
取締役会長 佐々木 元

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席いただきま
すようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットにより
議決権を行使することができますので、後記参考書類をご検討のうえ、次頁の
ご案内に従って議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年8月30日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝五丁目7番1号 当社本社ビル地下講堂
（末尾の会場ご案内図ご参照）

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

議 案 分割計画書承認の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての
参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~ 議決権行使についてのご案内 ~~~~~

1. 株主総会にご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
2. 当日株主総会にご出席いただけない場合は、次のとおり、同封の議決権行使書用紙をご郵送いただくか、またはインターネットにより議決権をご行使ください。

**〔議決権行使書郵送による議決権行使の場合〕**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、株主総会開催日の前日（平成14年8月29日（木））までに当社名義書換代理人に到着するようご返送ください。

**〔インターネットによる議決権行使の場合〕**

- (1) 以下の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コードおよび初期パスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、株主総会開催日の前日（平成14年8月29日（木））までに議案に対する賛否をご登録ください。


【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

なお、議決権行使サイトには、当社ホームページ（<http://www.nec.co.jp>）からもアクセスできます。

- (2) インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書をご郵送されても、インターネットによるご登録の内容により議決権を行使されたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer 5.5以上、またはNetscape 6.2以上が必要です。

ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

名義書換代理人：住友信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-186-417

# 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 1,632,739 個
2. 議案および参考事項

## 議 案 分割計画書承認の件

### <1> 新設分割を必要とする理由

当社を取り巻く事業環境は、中国企業の台頭などによる国際コスト競争の一層の激化、国際的水平分業体制の進展、インターネットの急速な普及とブロードバンド化に伴うネットワーク領域とコンピュータ領域との技術の融合など、急激に変化しております。

現在、当社の事業は、企業・個人向けを中心にインターネット・ソリューションを提供するNECソリューションズ、通信事業者、放送事業者などのネットワーク・オペレータ向けを中心にインターネット・ソリューションを提供するNECネットワークスおよびインターネット市場を支える装置メーカー向けに電子デバイス・ソリューションを提供するNECエレクトロニクスデバイスの3つの社内カンパニーを中心として運営されておりますが、早急な業績回復と今後の成長を確実なものとするためには、急激な事業環境の変化に対応できる経営構造の確立が急務となっております。

特に、半導体事業においては、他の事業に比べ多額の投資を必要とするため、事業特性に適した資金調達能力とそれを支える強固な財務体質を持つことが不可欠であります。また、半導体ソリューション分野における世界の競合企業は、既に半導体専門企業としての体制を整備しており、集中する事業領域毎に経営トップを含め組織全体で主要顧客との連携を強化する販売・マーケティング体制を構築して、競争力の強化をはかっております。

このような状況の中で、当社は、付加価値の高い半導体ソリューション事業の強化をはかるため、半導体事業（ただし、株式会社日立製作所との合弁事業として行っている汎用DRAM事業を除きます。）について、会社分割に

よる分社化を行うことといたしました。

この会社分割により新たに設立される会社においては、半導体事業に特化したマネジメントおよび販売・マーケティング体制の構築、意思決定のさらなる迅速化、今後成長が期待される高付加価値システムLSI事業への経営資源の集中、半導体事業の特性に適した資金調達の実施および財務体質の強化などを行い、高度化するシステムニーズを実現する半導体ソリューションの専門企業として事業を展開することにより国際競争力を強化し、今後ますます激化する競争の中での勝ち残りをはかってまいります。

半導体事業を分社化した後の当社は、さらなる事業の成長をはかるため、NECソリューションズおよびNECネットワークスという2つの社内カンパニーの持つ最先端の技術力と顧客に対するソリューション提供の豊富なサポート実績・ノウハウを結集することにより、両カンパニー間の連携を一層強化し、今後も大きな成長が見込まれるIT分野において、オープン環境下でのミッション・クリティカルシステムを実現するIT・ネットワーク統合ソリューションの提供に注力してまいります。

当社としては、以上の施策により半導体事業を担当する新設会社および当社の双方において国際競争力の強化をはかることが可能となり、また、両社間での技術面および事業面でのシナジーを追求することで当社グループ全体の企業価値を一層向上させることが可能であることから、本分割は、株主のみなさまのご期待に応える施策であると考えております。

株主のみなさまにおかれましては、本分割の趣旨にご賛同いただき、本議案につきご承認賜りますようお願い申し上げます。

## <2> 分割計画書の内容

### 分割計画書（写）

日本電気株式会社（以下「当社」という。）は、新設分割の方法によって設立する会社（以下「新設会社」という。）に当社のNECエレクトロニクスが担当している半導体（ただし、汎用DRAMを除く。）に関する研究、開発、製造、販売およびサービスにかかる事業（以下「対象営業」という。）を承継させること（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり計画する。

#### 1. 定款

新設会社の定款の規定は、別紙（A）のとおりとする。

#### 2. 分割に際して発行する株式およびその割当に関する事項

新設会社は、分割に際して普通株式1億株を発行し、当該株式の総数を当社に対して割り当てる。

#### 3. 新設会社の資本金の額および準備金に関する事項

新設会社の設立の際における資本金および資本準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

資本金 500億円

資本準備金 商法第374条ノ5に定める分割によって設立する会社の資本の限度額から上記記載の資本金の額を控除した額

#### 4. 分割期日

本分割にかかる分割をなすべき時期（以下「分割期日」という。）は、平成14年11月1日とする。ただし、手続きの進行に応じ必要がある場合は、当社取締役会の決議によりこれを変更することができる。

#### 5. 承継する権利義務

(1) 新設会社は、分割期日において、対象営業に関する次に記載する資産

および負債ならびに債権債務その他の権利義務を承継する。

なお、承継する資産および負債については、平成14年3月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日前日までの増減を加除したうえで確定する。

資産（詳細は別紙（B）のとおり）

対象営業に属する現預金、売掛債権、貸付金、たな卸資産、繰延税金資産、有形固定資産、関係会社株式、投資有価証券、長期前払費用、無形固定資産、その他資産、準備金、積立金等

負債（詳細は別紙（B）のとおり）

対象営業に属する買掛債務、預り金、未払費用、借入金、退職給付引当金およびその他負債

知的財産権（詳細は別紙（C）のとおり）

対象営業に関する知的財産権

契約（詳細は別紙（D）のとおり）

対象営業に関する製品の開発、生産、販売その他対象営業に関して当社が販売店、資材取引先、生産委託先その他の相手方との間に締結した契約の契約上の地位および付随する一切の権利義務

雇用契約（詳細は別紙（E）のとおり）

対象営業に主として従事する従業員との間の雇用契約およびこれに付随する権利義務

- (2) 本分割による新設会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとし、商法第374条ノ10第2項の規定により、当社および新設会社の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務については、新設会社の最終的負担とする。
- (3) 当社は、新設会社が承継する権利義務のうち、その移転のために登記、登録、通知、承諾、その他一定の手続きを必要とするものまたはこれらを対抗要件とするものについて、新設会社に協力してその手続きを行う。この場合に要する費用は新設会社の負担とする。

6. 新設会社の取締役および監査役の氏名ならびに会計監査人の名称

新設会社の取締役および監査役の氏名ならびに会計監査人の名称は、別紙（F）のとおりとする。

7. 競業

本分割は、当社が対象営業と競合する営業を行うことを妨げるものではない。

平成14年7月25日

東京都港区芝五丁目7番1号  
日本電気株式会社  
代表取締役社長 西垣 浩司

別紙（A）（省略）

別紙（B）（同上）

別紙（C）（同上）

別紙（D）（同上）

別紙（E）（同上）

別紙（F）（同上）

<3> 設立する会社の定款の規定

NECエレクトロニクス株式会社定款

第1章 総 則

（商 号）

第1条 当社は、NECエレクトロニクス株式会社と称し、登記上は、エヌイーシーエレクトロニクス株式会社と表示する。また、英文では、NEC Electronics Corporation と表示する。

（目 的）

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 半導体素子、集積回路等の電子部品の研究、開発、製造および販売その他の処分

2. 電気機器、電子機器、通信機器の部品および材料の研究、開発、製造および販売その他の処分
3. 前各号に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守
4. 前各号の業務に関するコンサルティング業務
5. 前各号に付帯または関連する一切の業務
6. 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞にこれを掲載する。

## 第2章 株 式

(発行株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、4億株とする。

(株式の取扱規則)

第6条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行その他株式に関する手続および手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第7条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載(記録を含む。以下同じ。)された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とみなす。

前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。



### 第3章 株 主 総 会

#### (招 集)

第8条 定時株主総会は、毎決算期の翌日から起算して3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合随時これを招集する。

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集する。代表取締役が2名以上の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序による。

株主総会は、本店所在地、東京都港区またはこれらの隣接地のいずれかにおいて招集する。

#### (議 長)

第9条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役が2名以上の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序による。

#### (普通決議の要件)

第10条 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。

#### (議決権の代理行使)

第11条 株主は、議決権を行使することができる当会社の他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代理権を証する書面を株主総会の開会前に当会社に提出しなければならない。

#### (議 事 録)

第12条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または署名（電子署名を含む。）する。

前項の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

### 第4章 取締役および取締役会

#### (員 数)

第13条 当会社に取締役10名以内を置く。

(選任決議)

第14条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。  
前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第15条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。

(代表取締役)

第16条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。

(取締役会)

第17条 取締役会は、法令および本定款の定めに従い、当会社の業務の執行を決定する。

取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(報酬および退職慰労金)

第18条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第19条 当会社に監査役5名以内を置く。

(選任決議)

第20条 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。

(任期)

第21条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。

(常勤監査役)

第22条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会)

第23条 監査役会は、法令および本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を定める。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(報酬および退職慰労金)

第24条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。

## 第6章 計 算

(決算期)

第25条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。

(利益配当金)

第26条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者にこれを支払う。

(中間配当)

第27条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当)を行うことができる。

(除斥期間)

第28条 利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第7章 付 則

(設立に際し発行する株式)

第29条 当社が設立に際して発行する株式は、普通株式1億株とする。

(最初の営業年度)

第30条 当社の最初の営業年度は、当社設立の日から平成15年3月31日までとする。

(最初の取締役および監査役の任期)

第31条 当社の最初の取締役および監査役の任期は、第15条および第21条の規定にかかわらず、その就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。

### <4> 分割計画書に関する参考事項

#### (1) 承継する主要な権利義務

新設会社が本分割により当社から承継する主要な権利義務は、次のとおりです。

対象営業に属する次の資産

- (イ) 現預金、売掛債権、貸付金およびたな卸資産
- (ロ) 機械設備、車両運搬具および工具器具備品ならびに対象営業に属する部門が所管する建物および構築物
- (ハ) 次の関係会社株式  
山形日本電気(株)、九州日本電気(株)、福井日本電気(株)、関西日本電気(株)、山口日本電気(株)、NEC化合物デバイス(株)、NECマイクロシステム(株)、NECデバイスポート(株)、NECセミコンダクターズ(マレーシア)社、NECセミコンダクターズ・シンガポール社、NECセミコンダクターズ・アイルランド社、NECセミコンダクターズ・インドネシア社、NECエレクトロニクス・ホンコン社、NECエレクトロニクス・タイワン社、NECエレクトロニクス・シンガポール社などの株式および当社が分割期日までに対象営業に関して取得するその他の関係会社株

式

なお、半導体の製造、販売を行っている米国NECエレクトロニクス社は、現在、当社の米国における持株会社であるNEC USA社の100%子会社ですが、当社は、分割期日までに同社株式をNEC USA社から取得する予定です。

- (二) 投資有価証券、繰延税金資産、長期前払費用、無形固定資産、その他資産など
- (ホ) 承継する資産に関する特別償却準備金、海外投資等損失準備金および圧縮記帳積立金

対象営業に属する次の負債

- (イ) 買掛債務、預り金および未払費用
- (ロ) 金融機関とのコミットメントライン契約に基づく借入債務（下記(ハ)参照）

- (ハ) 退職給付引当金およびその他負債

対象営業に関する次の知的財産権

対象営業に属する特許権、実用新案権、意匠権、商標権および回路配置利用権（出願中のものを含む。）ならびに著作権およびノウハウなど

対象営業に関する次の契約関係

- (イ) 販売店との販売特約店契約、資材取引先との取引基本契約
- (ロ) 売買、供給、研究・開発・生産の委託および受託ならびに品質保証に関する契約、技術供与および技術導入契約、共同研究および共同開発契約、合併契約、債務保証に関する契約、リース契約、レンタル契約など
- (ハ) 本分割計画書作成後分割期日までに対象営業に関して当社が金融機関と締結するコミットメントライン契約（ただし、同契約に基づく借入金の総額は3,000億円を上限とする。）

雇用契約

対象営業を行う部門に所属する従業員（ただし、一部の従業員を除く。）との雇用契約

(2) 取締役に関する参考事項

| 氏名<br>(生年月日)            | 略歴<br>および他の会社の代表状況                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 戸坂 馨<br>(昭和17年3月15日生)   | 昭和41年4月 当社入社<br>平成5年7月 第一パーソナルC&C事業本部長兼支配人<br>平成6年6月 取締役<br>平成10年6月 常務取締役<br>平成12年4月 取締役、常務兼NECソリューションズ・カンパニー副社長委嘱<br>平成14年4月 常務兼NECエレクトロニクス・カンパニー社長委嘱、現在に至る。                   | 23,276 株       |
| 山本 恭二<br>(昭和16年10月10日生) | 昭和40年4月 当社入社<br>平成4年7月 半導体マーケティング本部長<br>平成8年7月 支配人<br>平成11年6月 取締役、支配人委嘱<br>平成12年4月 取締役辞任、執行役員常務<br>平成13年10月 執行役員常務兼NECエレクトロニクス・カンパニー副社長、現在に至る。<br>他の会社の代表状況<br>NECマイクロシステム(株)社長 | 3,000 株        |
| 橋本 浩一<br>(昭和18年1月26日生)  | 昭和41年4月 当社入社<br>平成8年7月 システムLSI事業本部システムASIC事業部長<br>平成9年7月 支配人<br>平成10年7月 NECエレクトロニクス社(米国)社長<br>平成13年6月 当社執行役員<br>同年10月 執行役員兼システムLSI事業本部長<br>平成14年4月 執行役員常務兼システムLSI事業本部長、現在に至る。   | 1,000 株        |
| 鈴木 俊一<br>(昭和20年2月20日生)  | 昭和42年4月 当社入社<br>平成8年2月 関連部長<br>平成11年7月 支配人<br>平成12年4月 執行役員兼経営企画部長<br>平成14年6月 取締役、常務兼経営企画部長委嘱、現在に至る。                                                                             | 3,367 株        |

(3) 監査役に関する参考事項

| 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴<br>および他の会社の代表状況                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 高 島 二 郎<br>(昭和15年6月2日生)  | 昭和38年4月 当社入社<br>昭和63年7月 メモリ事業部長<br>平成3年6月 山口日本電気(株)常務取締役<br>平成7年6月 同社社長<br>平成10年6月 九州日本電気(株)社長、現在に至る。<br>他の会社の代表状況<br>九州日本電気(株)社長                                                       | 3,000 株           |
| 黒 坂 昭 雄<br>(昭和19年2月26日生) | 昭和41年4月 当社入社<br>平成6年6月 監査部長<br>平成8年7月 日本電気ファクトリエンジニアリング(株)経理部長<br>平成11年6月 日本電気リース(株)(現NECリース(株))<br>監査役、現在に至る。                                                                          | 3,000 株           |
| 中 野 富 雄<br>(昭和10年2月25日生) | 昭和34年4月 当社入社<br>昭和59年7月 半導体販売事業部長<br>昭和61年7月 支配人<br>平成5年6月 関西日本電気(株)社長<br>平成12年6月 同社顧問<br>平成13年6月 同社顧問退任<br>同 年 8 月 当社NECエレクトロニクス・エグゼクティブアドバイザー<br>同 年 10 月 NECエレクトロニクス構造改革推進本部長、現在に至る。 | 9,000 株           |

#### (4) 会計監査人に関する参考事項

|   |     |                                                                                                                                                                                                                                   |
|---|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 | 称   | 新日本監査法人                                                                                                                                                                                                                           |
| 事 | 務 所 | 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル                                                                                                                                                                                                         |
| 沿 | 革   | 太田昭和監査法人（昭和60年10月設立）とセンチュリー監査法人（昭和61年1月設立）が平成12年4月に合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる。平成13年7月に名称を新日本監査法人に変更する。                                                                                                                                 |
| 概 | 要   | <p>公認会計士 1,798名<br/>         会計士補 817名<br/>         関与会社数 5,025社<br/>         出資金 1,844百万円<br/>         事務所等 国内 東京ほか 42カ所<br/>                                                   海外 ニューヨークほか 22カ所<br/>         (平成14年3月31日現在)</p> |



## <5> 商法第374条ノ2第1項第2号の株式の割当に関する説明

### 株式の割当に関する理由書（写）

当社は、NECエレクトロニクスデバイスが担当する半導体（ただし、汎用DRAMを除く。）に関する研究、開発、製造、販売およびサービスにかかる事業について、その事業特性に適した経営体制および財務体質の構築、意思決定の迅速化、今後の成長領域への経営資源の集中などをはかるため、同事業を新設分割の方法により分社化いたしますが、当社は同事業を引き続き当社グループの中核事業と位置づけており、会社分割により新設する会社を当社の子会社とすることにより、当社と新設会社との間の技術面および事業面でのシナジーを追求することが当社グループの企業価値の向上につながるものと考えております。また、半導体事業にかかる企業価値を顕在化させ、事業拡大のための資金を調達するためには、新設会社の株式公開を実施することが重要であります。その実現までの間は、当社の100%子会社として運営することが適当と判断いたしました。そこで、分割により発行される新設会社の株式は、分割をなす会社である当社にそのすべてを割り当てます。

## <6> 商法第374条ノ2第1項第3号の各会社の負担すべき債務の履行の見込みに関する説明

### 債務の履行の見込みがあることに関する書面（写）

当社は、平成14年7月25日付で当社が作成した分割計画書に基づき、平成14年11月1日を分割期日（以下「分割期日」という。）として、新設分割の方法によって設立する会社（以下「新設会社」という。）に対して当社のNECエレクトロニクスデバイスが担当している半導体（ただし、汎用DRAMを除く。）に関する研究、開発、製造、販売およびサービスにかかる事業を承継させる新設分割（以下「本分割」という。）を行うにあたり、商法第374条ノ

2第1項第3号の各会社の負担すべき債務の履行の見込みに関し、下記のとおり判断いたしました。

#### 記

平成14年3月31日現在の貸借対照表における当社の資産および負債の額は、それぞれ3兆2,735億円および2兆5,384億円であります。

本分割により新設会社が承継する予定の資産および負債の簿価は、同日現在、それぞれ4,852億円および1,275億円であり、承継する資産については当社の総資産額の約14.8%、承継する負債については当社の負債総額の約5.0%に相当いたします。

本分割は、分社型新設分割であるため、本分割により当社における簿価純資産の額に変更はありません。また、当社および新設会社の本分割後の事業活動において各社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また、かかる事象の発生の可能性は現在のところ予想されておりません。

よって、当社は、分割期日以降に弁済期が到来する当社が負担する債務につき履行の見込みがあるものと判断しており、分割期日以降に弁済期が到来する新設会社が負担する債務についても履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、当社は、当社の会計監査人である新日本監査法人から、平成14年3月31日現在の上記各金額は、当社の会計帳簿の記録に基づくものである旨の書簡を受領しております。

#### <7> 商法第374条ノ2第1項第4号および第6号の貸借対照表および損益計算書の内容

本臨時株主総会の前6ヵ月以内に作成した当社の貸借対照表および損益計算書の内容はそれぞれ次のとおりであり、これらはいずれも最終の貸借対照表および損益計算書であります。

# 貸借対照表

(平成14年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 お よ び 資 本 の 部        |                  |
|--------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                      | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,335,657</b> | <b>負 債 の 部</b>           |                  |
| 現金および現金同等物         | 172,187          | <b>流 動 負 債</b>           | <b>1,405,218</b> |
| 受取手形               | 5,889            | 支払手形                     | 1,109            |
| 売掛金                | 551,976          | 買掛金                      | 768,188          |
| 短期貸付金              | 151,238          | 短期借入金                    | 104,857          |
| その他の金銭債権           | 116,265          | 社債(1年以内償還予定)             | 109,200          |
| 貸倒引当金              | 22,483           | 未払金                      | 114,307          |
| 製品                 | 91,287           | 未払法人税等                   | 445              |
| 半製品および仕掛品          | 163,117          | 前受金                      | 62,537           |
| 材料                 | 38,635           | 預り金                      | 102,552          |
| 繰延税金資産             | 50,000           | その他の流動負債                 | 142,019          |
| その他の流動資産           | 17,543           | <b>固 定 負 債</b>           | <b>1,133,181</b> |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,937,861</b> | 社債                       | 982,213          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>372,345</b>   | 長期借入金                    | 77,248           |
| 建物構築物              | 362,755          | 電子計算機買戻引当金               | 26,366           |
| 機械装置               | 268,187          | その他の固定負債                 | 47,353           |
| 運搬器具備品             | 320,388          | <b>負 債 合 計</b>           | <b>2,538,400</b> |
| 減価償却累計額            | 659,841          | <b>資 本 の 部</b>           |                  |
| 計                  | 291,490          | <b>資 本 金</b>             | <b>244,726</b>   |
| 土地                 | 48,336           | <b>法 定 準 備 金</b>         | <b>338,661</b>   |
| 建設仮勘定              | 32,518           | 資本準備金                    | 303,046          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>81,267</b>    | 利益準備金                    | 35,615           |
| 施設利用権              | 3,171            | <b>剰 余 金</b>             | <b>108,424</b>   |
| ソフトウェア             | 75,241           | 海外投資等損失準備金               | 1,572            |
| その他の無形固定資産         | 2,854            | プログラム準備金                 | 21,250           |
| <b>投 資 等</b>       | <b>1,484,248</b> | 特別償却準備金                  | 3,304            |
| 投資有価証券             | 377,446          | 圧縮記帳積立金                  | 18,219           |
| 子会社株式              | 415,619          | 別途積立金                    | 344,190          |
| 長期貸付金              | 362,683          | 当期未処理損失                  | 280,112          |
| 貸倒引当金              | 123,143          | (うち当期損失)                 | (286,219)        |
| 前払退職給付費用           | 110,383          | <b>評 価 差 額 金</b>         | <b>44,929</b>    |
| 長期前払費用             | 64,601           | 自己株式                     | 1,623            |
| 長期繰延税金資産           | 232,465          | <b>資 本 合 計</b>           | <b>735,119</b>   |
| その他の投資             | 44,192           | <b>負 債 お よ び 資 本 合 計</b> | <b>3,273,519</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>3,273,519</b> |                          |                  |

# 損益計算書

(平成13年4月1日から  
平成14年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目            | 金 額            |
|----------------|----------------|
| <b>経常損益の部</b>  |                |
| <b>営業損益の部</b>  |                |
| 売上高            | 3,562,371      |
| 売上品総原価         | 3,640,219      |
| 売上原価           | 2,760,354      |
| 販売費および一般管理費    | 879,864        |
| 営業損失           | 77,847         |
| <b>営業外損益の部</b> |                |
| 営業外収益          | 67,256         |
| 受取利息・配当金       | 45,782         |
| その他の営業外収益      | 21,473         |
| 営業外費用          | 85,916         |
| 支払利息           | 27,783         |
| その他の営業外費用      | 58,133         |
| <b>経常損失</b>    | <b>96,507</b>  |
| <b>特別損益の部</b>  |                |
| 特別利益           | 37,483         |
| 関係会社株式売却益      | 19,317         |
| 有価証券売却益        | 12,766         |
| 固定資産売却益        | 5,399          |
| 特別損失           | 422,195        |
| 関係会社株式等評価損失    | 300,336        |
| 事業構造改革費用       | 60,943         |
| 有価証券評価損        | 60,916         |
| <b>税引前当期損失</b> | <b>481,219</b> |
| 法人税等           | 200            |
| 法人税等調整額        | 195,200        |
| <b>当期損失</b>    | <b>286,219</b> |
| 前期繰越利益額        | 11,073         |
| 中間配当額          | 4,966          |
| <b>当期末処理損失</b> | <b>280,112</b> |

(貸借対照表関係)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。  
なお、金額欄の「0」は百万円未満の金額を示している。

2. 重要な会計方針

- (1) 資産の評価方法および評価基準

有価証券

子会社株式および関連会社株式... 移動平均法による原価法

其他有価証券

・時価のあるもの..... 決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。

・時価のないもの..... 移動平均法による原価法

なお、商法第290条第1項第6号に規定する純資産額は44,929百万円である。

デリバティブ ..... 時価法

たな卸資産 ..... 下記評価方法に基づく低価法によっている。

製 品 注文生産品 ..... 個別法                      仕掛品 注文生産品..... 個別法

標準量産品 ..... 先入先出法                      標準量産品..... 総平均法

半製品、材料..... 先入先出法

- (2) 有形固定資産の減価償却方法 ..... 定率法

- (3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 ..... 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金または前払退職給付費用 ..... 当社は退職給付制度として、確定給付型の厚生年金基金制度および退職一時金制度を採用している。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払退職給付費用として計上している。

なお、会計基準変更時差異（166,226百万円の不足）については、平成12年度から15年による按分額を費用処理している。

| 前払退職給付費用の内訳 |         |           | (単位 百万円) |
|-------------|---------|-----------|----------|
|             | 退職給付引当金 | 退職給付信託設定額 | 前払退職給付費用 |
| 退職一時金       | 77,767  | 107,263   | 29,495   |
| 厚生年金基金      | 8,649   | 89,537    | 80,888   |
| 計           | 86,417  | 196,800   | 110,383  |

電子計算機買戻損失引当金 ..... 電子計算機の買戻時の損失の補てんに充てるため、過去の実績に基づいて算出した買戻損失発生見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

3. 投資等の貸倒引当金には関係会社長期貸付金に対する個別引当額123,133百万円が含まれる。

4. 子会社に対する金銭債権

短期 370,537百万円

長期 302,493百万円

5. 子会社に対する金銭債務

短期 693,604百万円

長期 7,955百万円

6. 重要な外貨建資産

売掛金 1,083,309千米ドル

投資有価証券 235,760千米ドル

112,067千ユーロ

子会社株式 1,448,697千米ドル

397,244千ユーロ

79,388千スターリング・ポンド

7. 保証債務残高

234,396百万円

保証類似行為残高

20,437百万円

8. 1株あたり当期損失

172円87銭

(損益計算書関係)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

2. 子会社との取引高

|            |   |   |              |
|------------|---|---|--------------|
| 売          | 上 | 高 | 847,258百万円   |
| 仕          | 入 | 高 | 2,708,380百万円 |
| 営業取引以外の取引高 |   |   | 60,076百万円    |

3. 特別損失の「関係会社株式等評価損失」の主な内訳は以下の通りである。

|                                 |            |
|---------------------------------|------------|
| ・関係会社株式評価損失                     | 239,038百万円 |
| ・関係会社貸付金に対する<br>貸倒引当金繰入額および貸倒損失 | 61,297百万円  |

4. 「販売費および一般管理費」に含まれる技術研究費の額は、290,247百万円である。

以 上